

東浦町モバイルルーター貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学習者用端末を用いた自宅学習を可能にするため、モバイルルーターの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 モバイルルーターを貸し出す対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東浦町立小学校に在学している児童又は東浦町立中学校に在学している生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者であること。
- (2) 自宅に東浦町立小学校又は東浦町立中学校から貸与された学習者用端末（以下「学習者用端末」という。）を接続できるインターネット環境（東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に指定するものを除く。）がないこと。

(申請及び決定)

第3条 モバイルルーターの貸出しを受けようとする者は、モバイルルーター貸出申請書（様式第1）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合は、速やかに適否を決定し、モバイルルーター貸出承認・不承認決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(貸出)

第4条 教育委員会は、前条の規定により貸出しの承認を受けた者に対し、モバイルルーターを貸し出すものとする。

- 2 モバイルルーターの貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けた日が属する年度の3月末日までに、モバイルルーターを返却するものとする。
- 3 利用者は、第2条の規定に該当しなくなった場合は、速やかにモバイルルーターを返却するものとする。

(貸出料)

第5条 モバイルルーターの貸出料は、無料とする。

2 モバイルルーターの使用に必要な電気使用料に関しては、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) モバイルルーターを学習者用端末を利用した自宅学習以外に使用しないこと。
- (2) モバイルルーターの借用権を第三者へ譲渡し、又はモバイルルーターを転貸しないこと。
- (3) モバイルルーターを滅失又は毀損しないよう使用すること。
- (4) 貸出期間を厳守すること。

(貸出しの中止)

第7条 教育委員会は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該モバイルルーターの貸出しを中止するものとする。

(損害賠償等)

第8条 利用者の責に帰すべき事由によりモバイルルーターの全部又は一部について滅失し、若しくは毀損し、又は盗難に遭った場合は、利用者の責任においてその損害を賠償するものとする。

2 モバイルルーターの使用により、自己又は第三者に損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかモバイルルーターの貸出しに関し必要な事項については、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

モバイルルーター貸出申請書

年 月 日

東浦町教育委員会

(申請者)

住 所 東浦町大字

氏 名

電 話

私（申請者）は、東浦町モバイルルーター貸出要綱の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、東浦町モバイルルーター貸出要綱を遵守いたします。

記

1 対象児童・生徒

フリガナ 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	学校名	学年・組
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

2 貸出期間

年 月 日～ 年 月 日

3 同意及び宣誓項目（該当する項目にレ点を記入）

自宅に学習者用端末を接続できるインターネット環境がありません。

私と私の世帯構成員は、教育委員会がモバイルルーターの貸出に必要な範囲において、私の世帯構成員の在学状況について学校に照会することに同意します。

様式第2（第3条関係）

モバイルルーター貸出承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦教育委員会

年 月 日付けで申請のありましたモバイルルーターの貸出しについて、審査の結果、（貸出し・却下）することを決定したので通知します。

記

1 貸出しの場合

（1）貸出し期間

年 月 日～ 年 月 日

（2）貸出台数

台

2 却下の場合、その理由